

請願第 1 号 資料 3

○川崎市附属機関設置条例

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第 1 及び教育委員会の附属機関として別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 附属機関の所掌事務は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 4 条 附属機関は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第 6 条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。） 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月16日条例第34号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1 川崎市多摩川プラン推進会議の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条～第5条関係)

市長の附属機関 (略)

別表第2 (第2条～第5条関係)

教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期
(略)				
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1)学識経験者 (2)学校教育の関係者 (3)市職員	1年
(略)				